

深美より上列に置かれし事、松雲公夜話録の追加に見えたりといへり。此は今因みに記載するのみ。

○安江八幡社跡

此の八幡大神は、上安江村の産土神にて、今鍛冶町に鎮座する安江神社是なり。社記に云ふ。當社八幡は、高倉天皇の御世安元二年安江次郎盛高再興。其頃は上安江村の村落今の安江町邊にありて、社頭は下堤町の後、今深美氏の邸地に有之。と見ゆ、改作所舊記に載せたる寛文十一年五月田井村邑長喜兵衛の上申書に、鍛冶町八幡宮先規は上安江村領に有之處、度々御高之内町地に相渡り、今程鍛冶町に鎮座之由。とあり。

○稻葉左近邸跡

其の邸地深美氏邸跡の向にて、今榮町の南側なりと。延寶金澤圖に、深見右京の向は野村五郎兵衛前田五左衛門とあり。異本夜話録にも、唯今の中川清六隣屋敷前田五左衛門野村五郎兵衛屋敷之地、則稻葉左近屋敷也。藤田内藏尤不破覺丞若き頃までは、堤町の後に左近屋敷跡あり。其時の土藏相残り有之を見たる由咄す。とあり。懷惠夜話

に云ふ。稻葉左近は、最前五百石之身上之處、追々被取立、四千石にて作事方惣奉行被仰付、自分屋敷之内に作事小屋をも懸置き、諸勘定は御赦免也。とあり。一説に、三ヶ國御郡支配と成り、居屋敷は今之前田伊織・野村五兵衛兩居敷之片側不殘左近屋敷也といへり。

○稻葉左近直富傳

三壺記に、左近は利常卿若年の頃、稻葉美濃殿口入にて被召置、諸事才覺人にて御意に應ずる由記載せり。按ずるに、稻葉美濃殿とあるは、徳川家の老中稻葉美濃守正則なるべし。藩翰譜に、稻葉美濃守正則が家祖は、内匠頭越智正成と云ひ、伊豫の河野が末葉稻葉兵庫頭重通が子、實は林駿河守が孫兵衛尉が男也と家の系圖に見ゆ。世に傳ふる處は、美濃の稻葉の庶流を林と云也。織田殿の家老林佐渡守通勝、林の嫡流也。惣兵衛尉正三は其庶流也。とあり。今按ずるに、稻葉左近も美濃守正則の家族なるべし。懷惠夜話に、稻葉左近と申す者は、最前五百石の身上にて有之處、追々被取立、四千石被下、作事方惣奉行被仰付。といへり。但し右傳説も過聞あるべし。元和二年の土帳に、

御使衆千八百石稻葉左近と見え、寛永四年の土帳には、御

傍衆千八百石稻葉左近とありて、三州志にも、采地千八百石とす。藩國官職通考に、元和年中より算用場奉行を勤め、

能州一國の代官を勤め、數年の勘定立たずして、寛永十八年に切腹を命ぜらる。其時所行甚だ廉潔なり。事は可觀小説・混見摘寫等に委く見たり。といへり。三州志體裁餘考に、寛永十八年秋七月稻葉左近其の弟宇右衛門に割腹を命ず。西尾隼人・丸毛道和・古屋所左衛門此の使を勤む。左近の罪不詳。舊記に察按を載す。寛永十四年より左近家に鋼す。自刃を命ずる四・五日前、陽廣公より西尾・丸毛を以て芳茶一罍・雁一隻を賜ふ。左近涙を下して拜納すとあり。といへり。平次按ずるに、左近が實名、諸記録に不載之といへども、小松遺文に左の判印書あり。其の眞書を見るに左近が自筆ならんか。

請取申御鐵炮袋之事

合五拾丁分者

但狸之皮

右今度御上洛御供、數筒之袋に請取申候所如件。

寛永十一年六月廿一日

稻葉左近判

渡部久米助殿

河合傳次殿

奥村豐左衛門殿

請取申絹之事

合二拾五疋者

此糸目三貫三百九拾三匁也

右者今度於江戸春日殿へ御進物之爲御用、御土藏奉行青木宗與・福田彦左衛門方へ相渡申所如件

寛永十二年十二月廿日

稻葉左近判

中村刑部殿

但裏書略す。

右の外にも、能登國羽咋郡寶達金山寛永七年二月二日付の法度書を、今寶達村に傳來す。稻葉左近實名在判なれども、實名は草略に記載せしゆる判然せず。

○稻葉左近傳語

三壺記に云ふ。稻葉左近は、利常卿未だ若年にまします頃、稻葉美濃殿口入にて被召置、御用共被仰付けるに、諸事才覺人にて、裁許せる事共御意に應じ、能州の郡代を被